

大阪エコ農産物認証事業実施要綱

(目的)

第1 より安心のできる農産物を求める府民の声に応えるとともに、環境負荷低減事業活動の促進に関する大阪府基本計画（令和5年3月20日策定）において、環境負荷低減事業活動として求める「土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減を一体的に行う事業活動」に取り組む農業者を経営面から支援するため、知事が、大阪府内で生産される農産物を、「大阪エコ農産物」（以下「エコ農産物」という）として認証することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2 エコ農産物とは、次の（1）から（3）をすべて満たす農産物をいう。

（1）農薬（有機農産物の日本農林規格において使用可能な農薬を除く。以下同じ）、化学肥料（肥料のうち化学合成されたものをいう。以下同じ）について、知事が別に定める栽培基準の上限延べ成分回数、上限使用量を超えないで栽培され、第7の確認を受けていること

（2）遺伝子組み換え技術により育成された種子及び種苗を使用していないこと

（3）第6による生産計画の認証を受けていること

2 栽培責任者とは、ほ場における栽培管理に責任を負う者をいう。

3 大阪府認証エコ農産物自己点検シートとは、農業者が環境保全や消費者の信頼確保に向けて最低限取り組むべき事項として、知事が別に定めるものをいう。

(対象農産物)

第3 認証の対象は、本府内で生産される農産物のうち、別に定める栽培基準を設定している農産物とする。

(認証マーク)

第4 エコ農産物については、原則として別に定める認証マークの表示方法に従って表示し、出荷・販売するものとする。

2 認証マークの形態及び使用方法は別に定める。

3 認証マークは、管理台帳等を整備し、適正に保管・管理しなければならない。

(推進機関)

第5 知事は、大阪エコ農産物認証事業（以下「認証事業」という）の円滑な運営と普及推進に資するため、大阪府エコ農業推進委員会（以下「委員会」という）を設置し、必要な事項について意見聴取を行う。

2 認証事業に取り組むにあたっては、市町村または農業者により構成される団体は、府農と緑の総合事務所を構成員に加え、別に定めるところにより協議会を設置する。府農と緑の総合事務所は、エコ農産物の生産に関する技術指導及び協議会の運営支援を行う。

（生産計画の認証）

第6 エコ農産物を生産しようとする栽培責任者は、別に定めるところにより、協議会を通じて、知事に生産計画の認証と認証マークの使用について申請する。

2 知事は審査を行い、協議会を通じて栽培責任者に審査の結果を通知する。

（生産状況確認・認証マーク使用）

第7 協議会は、エコ農産物の出荷前に生産状況の確認を実施し、エコ農産物の栽培基準内であるか確認の上、その結果を栽培責任者に通知する。

2 栽培責任者は、前項の確認の結果、適正であると認められた場合は認証マークを使用することができる。

（現地調査）

第8 知事は、エコ農産物の生産・販売状況を把握するため、必要に応じて栽培ほ場、関係者の事務所等を調査する。

（実績報告）

第9 栽培責任者は、別に定めるところにより、栽培実績等を協議会を通じて知事に報告する。

（認証計画の変更）

第10 栽培責任者は、エコ農産物の生産計画を変更するときは、協議会を通じて知事に届け出なければならない。

（認証計画の中止）

第11 栽培責任者は、エコ農産物の栽培を中止するときは、協議会を通じて知事に届け出なければならない。

(認証の取消)

第12 不正な行為を認めたとき、知事は認証を取り消す等の適切な措置を講ずることができる。

- 2 知事が前項の措置を行った時は、故意・悪質でないと認められる場合を除き、その後3年間認証を受けることができない。

(栽培責任者の責務)

第13 栽培責任者は次の責務を負うものとする。

- (1) 栽培責任者は、エコ農産物の栽培、出荷、販売等に関する情報を消費者、流通関係者に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること
- (2) 府、市町村、農業協同組合等の行う農薬安全使用に関する研修を定期的に受けるなど、農薬適正使用についての知識の習得、技術の向上に努めること
- (3) 第8の規定による現地調査に協力すること
- (4) 第12の規定による取消に伴って損失が生じた場合の責を負うこと
- (5) 認証事業について定められている事項及び関連法規を尊重し、遵守すること
- (6) 大阪府認証エコ農産物自己点検シートにより、自らの農業経営の向上や農産物の品質向上に取り組むこと

(情報の公開)

第14 知事、協議会、及び栽培責任者は、消費者等から認証審査に係る情報等に関する照会があった場合は、公開するものとする。

- 2 知事が公開する情報は原則として、栽培責任者の氏名や申請品目等とする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成13年12月10日から施行する

この要綱は平成14年12月9日から施行する。

この要綱は平成15年11月19日から施行する。

この要綱は平成16年6月14日から施行する。

この要綱は平成16年10月15日から施行する。

この要綱は平成17年5月18日から施行する。

この要綱は平成24年2月1日から施行する。

この要綱は平成25年2月28日から施行する。

この要綱は平成 28 年 11 月 17 日から施行する。

この要綱は平成 29 年 12 月 19 日から施行する。

この要綱は平成 30 年 12 月 3 日から施行する。

この要綱は令和 5 年 3 月 31 日から施行する。